

京都市告示第 18 / 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 29 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾経3号線	西京区松尾大利町6番地の9地先から 同町3番地地先まで	旧	メートル 57.20	メートル 1.85 ~ 2.30
		新	56.00	2.00 ~ 6.00

(建設局道路部道路明示課)